指定の解除

改正する規則

部を改正する規則

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規

岐

告

示



目 規 則 次 第

和 四 百 年 八 Ξ 月 + + 八

日

号

財 課) 二二六

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を 医療福祉連携推進課)一二六

生 活 衛生課) 一二七

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改

(薬 務 水 道 課

同

地

域

福

祉

課

二九 二八

三九

同 同 同

二九

課)一三〇

環

境

管

理

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の

指定介護機関の名称等の変更の届出

指定介護機関の廃止の届出

指定医療機関の名称の変更の届出

指定医療機関の廃止の届出

の指定

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

持 課 Ξ

道 同

路

維

道路の供用開始

岐阜都市計画道路事業の認可

都 同

市 整

備

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放

送事業者

訓 **令** 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

県営土地改良事業の変更計画の決定

落札者等に関する公示 土地区画整理事業の換地処分

公 示

入

三四

同

同

(選挙管理委員会) | | | | | |

整 備 課) 三五

市

整 備 三五

三五

毎週

岐 阜

県 公 報 道路の区域変更

(金曜日)

発行

令和四年三月十八日

岐阜県規則第十三号

により」を加える。

規

則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

2

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 岐阜県職員の職務発明等に関する規則 (昭和五十三年岐阜県規則第七十六号) の一部

し、」を「前条の規定により」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」 を加え、同条を第五条の二とし、第四条の次に次の一条を加える。 の発明等届があつたときは、一月以内に当該発明等が職務発明等であるかどうかを審査 第五条の見出しを「(職務発明等である発明等)」に改め、同条第一項中「前条第一項

県

公

第五条 知事は、前条第一項の規定による届出があつたときは、一月以内に当該届出に 係る発明等が職務発明等であるかどうかを認定しなければならない。

とができる」を「受けるかどうかを決定し、その旨を発明者等に通知するものとする」 に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える 第六条中「前条」を「第五条」に、「承継し」を「承継するかどうか」に、 「受けるこ

岐

阜

等に通知しなければならない。 知事は、第五条の規定により職務発明等でないと認定したときは、その旨を発明者

の下に「第五条の二第一項の規定により県が」を加え、「県が」を削る。 第九条中「又は第六条」を削り、「認定し、又は」の下に「第五条の二第一項の規定 第七条第二項中「前二条」を「第五条」に、「認定をし」を「認定し」に改め、「又は

第十三条第一項中「第五条」を「第五条の二第一項」に、 「第六条」を「第六条第二

六条」を「第五条の二第一項及び第六条第二項」に改め、同条第三号中「補償金」の下 第十九条中「の各号」を削り、同条第一号中「及び決定」を削り、同条第二号中「第

第

に「の支払」を加え、同条第四号中「規定による異議申立て」を「異議の申立て」に改

第二十条第一項中「会長」の下に「、副会長」を加え、同条第二項を次のように改め

- を副次的に担任する副知事をもつて、それぞれ充てる。 会長は総務部に関する事務を主に担任する副知事を、 副会長は総務部に関する事務
- 次の二項を加える。 第二十条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に
- 会長は、会務を総理する。

3

4 職務を代理する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その

第二十一条第二項中「会長」の下に「、副会長」を加え、同条第四項中「について、」

の下に「副会長及び」を加え、「暇」を「いとま」に改める。

五条の二第一項、第六条第一項又は第十六条第一項」に改め、同条第二項中「異議申立 「又は決定」を「若しくは決定又は補償金の支払」に、「第五条又は第十六条」を「第 第二十二条第一項中「発明者等は、第五条」の下に「、第五条の二第一項」を加え、

て」を「異議の申立て」に改める。 別記第三号様式中「(第5条監係)」 や「 (第5条の2関係) 」

を「第5条の2第1項」に改める。 別記第四号赫江中「(第5条監係)」 や「 (第5条の2関係) 」 以、「第5条第2項」 ĺĆ 「第5条第1項」

を

「第5条の2第2項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

公布する。 岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第十四号

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則

十二号)の一部を次のように改正する。 岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則(平成二十七年岐阜県規則第五

大学医学部を卒業した者」を加える。 (平成二十年岐阜県規則第二十六号) による修学資金の貸付けを受けた者及び自治医科 第二条第一項ただし書中「受けている者」の下に「、岐阜県医学生修学資金貸付規則

を「月額十万円」に改め、同項各号を削る。 第三条第一項中「次の各号に掲げる専門研修医の区分に応じ、当該各号に定める額」

除される公立病院等での勤務期間が経過した後)」を削る。 医学部の学生に対する修学資金の貸与に関する規程に基づき、修学資金の返還債務が免 けを受けた者にあっては、専門医の認定を受け、かつ、学校法人自治医科大学が定める 第十三条第一項中「(自治医科大学医学部を卒業し、総合診療科医師研修資金の貸付

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 行の日以後に新規に貸付けを受ける者に係る研修資金について適用し、 に貸付けを受けた者に係る研修資金については、なお従前の例による。 改正後の第二条第一項、第三条第一項及び第十三条第一項の規定は、この規則の施 同日前に新規

す る。 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

岐

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第十五号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

号) の一部を次のように改正する 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第百五十四

(127)**員及び同条第二項に規定する動物愛護技術員」に、「それぞれ当該各号に定めるところ」** 第九条中「次の各号に掲げる職員」を「条例第十七条第一項に規定する動物愛護管理

> 証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の例」に改め、 同条各号を削る。 を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す

別記第四号様式及び別記第五号様式を削る。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

令和四年三月十八日

岐阜県知事

古

田

శ్ర

岐阜県規則第十六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第九十七号)

の一部を次のように改正する。

第四条中「別記第一号様式」を「別記様式」に改める。

に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令 (令和三年厚生労働省令第百七十五号) 別記樣式の例によるもの」に改める。 第六条中「別記第二号様式のとおり」を「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定

別記第二号様式を削り、別記第一号様式を別記様式とする。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

示

告

岐阜県告示第百九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

武

市 生 名

法律 関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰 保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 より告示する。 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定に (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

ク 岐南ほんだクリニッ 医療法人社団 蒼仁会 堂 ク リニッ 歯 科 医 ク 院 称 地羽島郡岐南町三宅八丁目一三七番 可児市今渡一二五六 中津川市付知町六九〇六の二八 所 在 地 令和 令 和 令和 指 定 = -四 = : 年 月 四 日

リニックしまでらメディカルク クはら泌尿器科クリニッ 関市小屋名八四九 可児市下恵土字針田四一三〇番地 同 同

岐

岐阜県告示第百十号

店のか調剤薬局下米田

美濃加茂市下米田町今一三三

Ξ

同

関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留 支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機 法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

五条の三の規定により告示する。

令和四年三月十八日

等の名称 訪問看護事業者 所主たる事務所の 前問看護事業者等 ション等の名称訪問看護ステー ン等の所在地 訪問看護ステーショ

年指

日定

月

岐阜県知事

古

田

鄉株 式 会 社 蓮の 目四五番地*一* 大垣市世安町一丁 1 e ン ション B S m i e e i

四**令** 一和 二

岐阜県告示第百十一号

四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示す びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第 活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止し る法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す た旨届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円 同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

令和四年三月十八日

岐阜県知事

古

田

武 名 火 クオー ル薬局 岐南ほんだクリニック 市 生 1 堂 ク プ 歯 IJ ル ニッ 科 美濃店 薬 医 ク 院 局 称 羽島郡岐南町三宅八 一三七 可児市今渡一二五六 中津川市付知町六九〇六 二八 所 瑞浪市北小田町二 一七七 **一三** 美濃加茂市古井町下古井二五五八 在 地 令 和 令和 令 和 令 和 令 和 廃 止 四 || · | | · || O = : = : = 四 **≡**· | - : | **≡** 年 <u>-</u> <u>=</u> 月 日

岐阜県告示第百十四号

居宅介護事業者等の名称

たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主

の種類 ス

ク

才

Ī ル

株 式

会 社

同

同

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条

第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

店の調剤薬局下米田

美濃加茂市下米田町今一三三

Ξ

令和

四

_ <u>:</u>

新

ニック 和会 ひばりクリ 医療法人社団 恵

旧

ック 和会・小川クリニ 医療法人社団・恵

海津市南濃町駒野字寺西四六九 一 令和 三・一一・

岐阜県告示第百十三号

岐阜県告示第百十二号

る法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生 てその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項におい あったので、 活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出が 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円 同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

令和四年三月十八日

報

岐阜県知事 古 田

肇

地

公

名

在

称

所

変 更 年

月

日

令和四年三月十八日

活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条 る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用す

ワー三七階 三 一城山トラストタ東京都港区虎ノ門四 管理指療養

ク 才 I ル 薬 局 美

居宅介護事業所等の名称

濃店

并二五五八 一三 美濃加茂市古井町下古

在地居宅介護事業所等の所

廃 止

年

月 日 岐阜県知事

古

田

令 和 = = = = =

管居介 理宅護 指療予 導養防

同

同

同

る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用す 第五十五条の三の規定により告示する。 自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

令和四年三月十八日

岐阜県知事

古 田

第 283 号	号		岐		阜	県	公	報		令和4年3月 18	3日 (1	30)
土壌汚染の除去(基準不上壌汚染の除去(基準不	砒素及びその化合物並びにふっ 指定に係る特定有害物質の種類	間町三丁目二〇〇番一の一部並びに三丁目二六番一、二九番、令和三年岐阜県告示第三百五十一指定を解除する要措置区域	; ;	令和四年三月十八日	「要措置区域」という。) のち	物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特	岐阜県告示第百十五号		同	マ 有限会社テクニカルファー	ヤマノウチ実業株式会社	居宅介護事業者等の名称
土壌汚染の除去 (基準不適合土壌の掘削による除去)当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置	砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物☆指定に係る特定有害物質の種類	町三丁目二〇〇番一の一部びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部)のうち、大垣市河びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部)のうち、大垣市河令和三年岐阜県告示第三百五十六号により指定した区域(大垣市河間町二丁目五番指定を解除する要措置区域	岐阜県知事		の指定を次のとおり解除する。	質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害			同	新 愛知県弥富市鯏浦 五重県伊賀市上野 日 三重県伊賀市上野	〇七番地の一不破郡垂井町表佐一一	たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主
措置		一の各一部) の	古田			贈ずることが必第四項の規定!			管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅療 導養	護型地 通域 所密 介着	のサー 種類 ス
		のうち、大垣市河川間町二丁目五番	肇			必要な区域(以下により、特定有害			同	店	新 アッ プル旧 グッドリハ	居宅介護事業所等の名称
当 質の種類 近 が が が	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二 土壤污迹 加茂郡坛	形質恋		令和四	ればならな	土壤汚迯	岐阜県告示		同 や ぶ た	ル リ 垂 ハ 井	の名称
	六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物基準に適合していない特定有害物質の種類	土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第四十七条の土壌溶出1一部の大事が大場である。一、字新木林一九五七番一及び一九五七番三並びに字西稲場一七二九番二の加茂郡坂祝町酒倉字北高見二〇七九番一、二〇七九番七、二〇七九番一〇及び二〇	形質変更時要届出区域		令和四年三月十八日	ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ	土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有	岐阜県告示第百十六号	同	八岐阜市薮田南三 六	九二不破郡垂井町表佐七〇	在地とは、一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
七条の土壌含	化合物並びに物質の種類	十四年環境省	1	岐		時要届出区域地の形質の変	第五十三号)		同	令 和 四	平 成 三 ·	変更年
有量基準に適	ふっ素及びそ	令第二十九号 令第二十九号		岐阜県知事・古		」という。) を更をしようと	第十一条第一			一 · 五	四 • 一	月日
	の化合物) 第四十七条		Ħ		を次のとおりだけるときの届	項の規定によ					
特定有害物		の土壌溶出	3	肇		担定する。	り、特定有					

次のように変更したので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

岐阜県告示第百十八号

及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

岐

岐阜県告示第百十七号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

類の道 種路

路 線 名

X

閰

別前変区 後更域

ル(メート

, ル(メート, 延

> 備 考

員敷 地の幅

長

及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

	類の道 種路			
	路 線 名			
一 六番三地先まで 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一六番一一地先から恵那市中野方町字井尻一	三一九番二地先まで同の市局の町の町の町の町の町の町の町の一町の一部の町の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の	二八五番地先から恵那市笠置町河合字錨り	区間
後	前	後	前	別前変区 後更域
一点・ハ		五,	10. 办	ル (メート ト 幅
11四• ‡		<u>六</u> <u>-</u>	<u>八</u> 一	ル _{(メート} 長
				備
				考

肈

県道

屋田之井線

地先から地焼から

前

小、 <u></u>

<u>:</u>

二地先まで同一市同字村内二九九番

後

三寸

≕

岐阜県告示第百十九号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路
路 線 名
区
ル (延 (メート ト長
の期日
ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県知事

古

田

岐阜県告示第百二十号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

国一道般	類の道 種路
一四 号百 七 十	路線
<u> </u>	名
四五三番八地先地内飛驒市古川町野口字正かんぽ	区間
七九・八	ル (延) メ ー ト長
令 ・和 三 二	の期日
高平 成 野	ほ示変決 (備か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第百二十一号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和四年三月十八日

岐

岐阜県知事 古 田

国一 道般	類の道 種路
号三 百 六 十	路 線 名
二九番三地先まで 同 市同 町同 字同 八三二番地先から	区間
一 九 〇	ル ₍ 延)メ ー ト長
令和 亭 六	の 期 日
三 ・成 三二	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第百二十二号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和四年三月十八日

岐阜県知事

古

田

国一道般	類の道 種路
一四 号百 七 十	路線
† †	名
六〇番三地先まで 一 市古川町野口字長来谷四 三番一地先から 飛驒市宮川町小谷字妻之神一	区間
二四六	ル ₍ 延)メー ト長
令 * 和 = 六	の 期 開 日 始
≕平 • 成 □	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第百二十三号

శ్ఠ 画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示す 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

都市計画事業の種類及び名称

岐阜市

施行者の名称

岐

四事業地

令和十年三月三十一日まで令和四年三月十八日から

使用の部分 は阜市大字鷺山字中洙及び字水門

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

令和四年三月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利

幸

令和4年3月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,652,710**人** 33,055**人**

総数の20分の1の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を

超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

306,589人

紙	罪	E	믜	如	H	無	ლ	쌾	骓	#	墨	<i>W</i>	副	Ж	沗	à
軍事	穂	洏	児	務	凤	濃加	拱		漫	祌	급	巡	E	茴	+m-	4
1000	èш	7,		河	~1	城	~	-	XIII	≡	美	岡	_	,,		[
라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	I
																ag.
19,934	43,404	22,144	93,788	120,666	46,974	42,622	40,844	55,675	30,585	63,615	88,411	91,219	73,225	146,520	337,050	\$ ()
6,645	14,468	7,382	31,263	40,222	15,658	14,208	13,615	18,559	10,195	21,205	29,471	30,407	24,409	48,840	112,350	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

ĸ		
**	42,644	14,215
帮上市	33,737	11,246
TI III 라	26,289	8,763
海	28,223	9,408
思	39,454	13,152
撒	23,356	7,786
不 破 郡	27,632	9,211
安	19,552	6,518
揖 妻 郡	55,012	18,338
加茂郡	40,135	13,379

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

次のとおり報告があったのでその旨告示する。 演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、 **公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十一条第一項第三号の規定による個人**

令和四年三月十八日

委員長 大 松 利

幸

岐阜県選挙管理委員会

ī	美濃加茂	市町村名
2 0	美濃加	澔
3 2 - 验验	茂市電	設
五漢漢	生涯学	9
	は関	′约
	ンター	答
	美濃加茂市太	严
	、田町 3425番地	仲
	20	美 <u>濃</u> 2 2 2

指定を取り消した施設

书

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定める。 規定により、参議院岐阜県選挙区選出議員及び岐阜県知事の選挙における候補者が手話 政見放送及び経歴放送実施規程 (平成六年自治省告示第百六十五号) 第八条第七項の

事業者(平成二十四年岐阜県選挙管理委員会告示第百五号)に関する告示は、廃止する。 岐阜県知事選挙における候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送

令和四年三月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長

大

松

利

日本放送協会岐阜放送局

株式会社岐阜放送

訓 令

甲

岐阜県訓令甲第七号

第

シャール

283

美濃加茂 市

美濃加茂市中央体育館 プラザちゅうたい

美濃加茂市太田町1916番地

200

号

市町村名

徭

맹

9

ળ

称

爬

往

刦

収容人員

指定した施設

庁中一般 各現地機関

報 第 283 号 する。

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正

の次に次の一号を加える。 号中「第十二条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第三号 条の二第一項並びに第六条第一項及び第二項の規定」に改め、同項課長専決事項の欄第 ||号中「第五条第二項」を「第五条の二第二項」に改め、同欄第五号を削り、 別表第二十二の項部長専決事項の欄第一号中「第五条第一項の認定通知書」 を「第五 同欄第四

規則第十条第一項及び第十六条第一項の規定による通知

項の規定による」に改め、同欄第七号中「第二十条第四項の」を「第二十条第六項の規 定による」に改める。 別表第二十二の項課長専決事項の欄第六号中「第二十条第三項の」を「第二十条第五

岐

この訓令は、令和四年三月十八日から施行する。

公

示

県営土地改良事業の変更計画の決定

条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

> 茶の 施行に係る地区名 里 白川 地 X 白 縦 Ш 覧 町 場 役 場 所 同令 和 縦 四 覧 四三 期

ー 八 ま で ら

閰

土地区画整理事業の換地処分

た旨、届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 から可児都市計画事業可児駅東土地区画整理事業の換地処分を令和四年二月十七日に行っ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、 可児市

令和四年三月十八日

岐阜県知事

古

田

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田

調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部薮田分庁舎1他21施設で使用する電気

予定数量 3,687,500kWh

令和3年12月13日

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札公告を行った日

落札者を決定した日 **令和4年1月**28日

G 落札者の住所及び氏名 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパスKOIL

ゼロワットパワー株式会社

代表取締役 佐藤 和彦

落札金額 77,572,823円

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岐阜県警察本部総務室会計課契約係

部局の名称